

●香川県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年4月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成20年4月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾歌綾川線（278号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町北字本村西1322番3地先から 綾歌郡綾川町北字本村西1320番1地先まで	12.0～13.0	101	平成19年香川県告示第86号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成20年4月4日